

## 4 大気環境

### (1) 大気汚染の状況

平成22年度の大気汚染の状況は、環境基準の定められている二酸化イオウ始め4物質について の月平均値でみると、若干変動がありました。

#### ア 二酸化イオウ (SO<sub>2</sub>)

昭和52年に町が自動測定装置による測定を開始して以来、県による測定局と同様に環境基準を下回り、良好な状態を維持しています。

#### イ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

昭和53年に環境基準が改定されて以来、常に環境基準を下回っています。

#### ウ 浮遊粒子状物質 (SPM)

前年に引き続き環境基準を満たしています。

#### エ 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

前年に引き続き環境基準を満たしていません。

### ○ 環境基準

物質名	環境基準	評価方法
二酸化イオウ (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを越えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間をわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m <sup>3</sup> 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を越えた日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。	年間を通じて1時間値が0.06ppm以下に維持されること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。